

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤穂市	上浜市地区（上浜市集落）	令和4年3月22日	—

1 対象地区の現状

区 分	面 積 (ha)	割 合
地区内の耕地面積	12.0 ha	
①人・農地プランの耕地面積	5.7 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5.1 ha	89.5 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha	21.6 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha	78.4 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha	1.8 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha	69.7 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.0 ha	25.1 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	0.6 ha	10.5 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.7 ha	46.4 %
(備考) 所有者及び耕作者からの回答を集計した。 ほ場整備の予定区域をプラン区域に設定した。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果では、70才以上の農業者の耕作面積は、全体の約8割を占め、また、その約6割の方が後継者が「不明」または「未定」であった。早急に農地の保全について地区全体で考える必要がある。 ・区域内の農地は小区画不整形の未整備田のため、8割以上の耕作者がほ場整備の実施を望まれており、基盤整備について協議し、実施後の地域農業の将来像についても検討する必要がある。 ・地区内の経営体は比較的小規模であるため、営農組合の設立等経営の規模拡大に取り組む必要がある。また、離農や規模縮小する農家の農地も受け入れ、効率的な経営が図れるよう集約化に努める。 ・中心経営体は限られた労力で耕作による農地保全を図ることから、所有者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業等について検討する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の中心となるC経営体が区域内の4分の1の農地を占めるため、C経営体を中心とした営農組合を設立し、農地の集約化を目指す。 ・中心経営体は、経営の安定を目指して小豆や野菜等の高収益作物を導入するとともに、担い手間で協議の上、農地の集約化に努める。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和4年3月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	小豆	0 ha	小豆	1.70 ha	参入
認農法	B	野菜類	0.15 ha	野菜類	0 ha	撤退
	C	水稻	1.08 ha	水稻	0 ha	営農組合へ
集	(D)	水稻	0 ha	水稻	2.00 ha	営農組合設立
		野菜類	0 ha	野菜類	0.64 ha	
計	2経営体		1.23 ha		4.34 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、27,351㎡で、これらの貸借を進めるとともに、担い手農家間の話し合いにより農地の集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体は、経営農地の集約化を目指し、ほ場整備対象農地の所有者は、出し手・受け手に関わらず、すべての農地を機構に貸付ける。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、基盤整備完了後はスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権を設定する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地バンク機能を活用し新たな受け手への付替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上と省力化を図るために、農地の大区画化・用排水路の整備を早期に実現できるよう地域内に基盤整備の推進組織を立ち上げる。</p>
<p>●作物生産に関する取組方針 小豆、野菜類等収益の向上と農地の高度利用を図るため、高収益作物への取組について中心経営体と集落が一体となって検討を進め、地域の農業・農地を守っていく。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策への取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、鳥獣防止柵の設置等の対策について、地区全体で協議する。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。</p>